

北区障害者地域自立生活支援室より

支援室だより

第59号 (2013年4月発行)

【年6回偶数月上旬発行】

相談窓口

〒114-0032 東京都北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター内

TEL:03-3905-7225 TEL・FAX 兼用:03-3905-7226 E-MAIL:peernet@ma.kitanet.ne.jp

開所日時:月～金 10時～19時 土 10時～17時 *日・祝・年末年始は休み

“支援室だより”は印刷されたもののほか、視覚に障害のある方のために、「ろくせいかい点字サークル六星会(福祉センタークラス)」のご協力で **点字版** を、「音訳グループやまびこ」のご協力で **音訳版** を作成しています。ご希望の方は支援室までご連絡ください。(TEL・FAX 兼用:03-3905-7226)

今号の内容

- 冊子「手話で防災」のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 《前期》ヨガ講座を開催します・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ハンドメイド講座のご報告と次回のご案内・・・・・・・・・・ 3
- 「障害者総合支援法」がスタートしました・・・・・・・・・・ 4～5
- 学習会「虐待防止法で何が変わる？」を開催しました・・・・・ 6
- 点字用紙をリサイクル「ポチ袋・ギフト袋づくり体験」を開催しました・・・・・ 7
- 【情報提供】「北区民オーケストラリハーサル公開」のご案内・・・・・・・・・・ 8

冊子「手話で防災」のご案内

聴覚障害者にとっていつ起きるかわからない災害から身を守るのほとても大変なことです。「危険!」という情報をどのように知ればよいのか。地域の方々に、災害時の聴覚障害者への支援をご理解いただけるよう、聴覚障害者や手話についてわかりやすく解説されています。

定価：525円(税込)

ご購入、問い合わせ先：全日本ろうあ連盟

<http://jfd.shop-pro.jp/>

TEL 03-3268-8847

書店では購入できませんのでご注意ください。



《前期》ヨガ講座を開催します

2013 前期

健康講座 ヨガ～yoga～

ヨガは、ゆっくりとした呼吸にあわせ、無理なく心地よいポーズをつくっていきます。
静かに自分自身にはたらきかけることにより、体がやわらぎ、神経がくつろぎ、心がやすらいでいきます。
みなさんも、是非一度ヨガを体験してみませんか？

回数	日程	場所	講座内容
第1回	6月3日(月)	機能訓練室	座って出来る体操、呼吸法、ストレッチ、有酸素運動等 車いすのままでも行えるプログラムです。 ※内容は変更する場合があります。
第2回	6月10日(月)	機能訓練室	
第3回	6月17日(月)	機能訓練室	
第4回	6月24日(月)	機能訓練室	

場 所： 障害者福祉センター 1階 機能訓練室

時 間： 14:00～15:30

対 象： 北区在住・在勤・在学の身体・知的・精神障害の方で、
4回全てにご参加いただける方

講 師： 北区健康増進センター 健康運動指導士 まつまる ふみ 松丸 史 氏

参加費： 無 料

服 装： 動きやすい服装でお越しください。

定 員： 15名（お申し込み多数の場合は、初めての方優先で抽選となります）

申込方法： 電話または、FAXにてお申し込みください。

お申し込みの際に、①氏名、②住所、③電話番号、④障害名（障害の程度）、
⑤年齢をお伝え願います。また、手話通訳が必要な方は、お申しつけください。

締切 5月18日（土）までにお申し込みください。



◆問い合わせ・お申込み先◆ 北区障害者地域自立生活支援室

TEL&FAX 03-3905-7226

（受付時間：月～金 10:00～19:00、土 10:00～17:00）

住所：北区中十条1-2-18 障害者福祉センター内 E-mail：peernet@ma.kitanet.ne.jp

ハンドメイド講座のご報告と次回のご案内

1～2月にハンドメイド講座後期を開催しました。今回は①カレンダー、②バレンタインチョコレート、③オムレットをつくりました。

今回の参加者は全員女性だったので、2回目のバレンタインチョコづくりは特に盛り上がりました。「誰にあげようかなあ」「〇〇さん喜んでくれるかなあ」など、いろいろな話をしながら、丁寧に作り、かわいいデコレーションのチョコレートが出来上がりました。



3回目のオムレットは、ホットケーキを薄く焼き、そこに生クリームやカスタードと好きなフルーツを挟んで2つに折ったケーキです。ホットケーキを焼く火加減が少し難しく、ちょっと焦げてしまったりもしましたが、クリームを挟んでしまえばわかりません。とても美味しいオムレットが完成しました。

参加者のみなさま、お疲れさまでした！次回は6月に開催します。

ハンドメイド教室 2013年前期のお知らせ

【日 程】

第1回	6月1日(土)	いずれも 14:00～16:00
第2回	6月15日(土)	
第3回	6月29日(土)	



【場 所】 障害者福祉センター2階 北区障害者地域自立生活支援室

【対 象】 区内在住・在勤・在学の、「愛の手帳」をお持ちの方で一人での参加が可能な方。全3回参加可能な方。

※初回時のみ、ご記入いただきたい書類がございますので、保護者の方も一緒にお越しください。所要時間は10分程度です。ご来室が難しい場合は別途ご相談ください。

【定 員】 6名(定員を超えた場合は抽選)

【参加費】 一回毎に300円(材料費など)

【持ち物】 エプロン・三角巾、ハンドタオル

【申込方法】 5月18日(土)までに、電話(3905-7226)にてお申込みください



「障害者総合支援法」がスタートしました

2013年4月から「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」がスタートしました。どんなところが改正されたのか、ポイントをまとめてご紹介したいと思います。



◆ポイント1◆ 基本理念が掲げられました。

通常、障害のある人に関する個別の法律に「基本理念」が書かれることはありません。障害者施策に関する基本理念は、「障害者基本法」で全般的に示されているためです。しかし、前政権下での議論において、新しい福祉サービスの法律を策定する際は、理念を明確化するべきだという意見が多数を占めたことから、総合支援法においても基本理念を新設することになりました。

障害者総合支援法の基本理念として、

- ①すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される者であるとの理念
 - ②すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
 - ③可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられること
 - ④社会参加の機会の確保
 - ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することが妨げられないこと
 - ⑥社会的障壁の除去
- を掲げています。



◆ポイント2◆ 制度の対象者に「難病の方」が加わります。

難病の方は、病状が変化しやすいことから障害者手帳の申請手続きをすることが難しく、手帳がないゆえに福祉サービスの利用もできない状況にありました。今回の改正で「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病が加わることになりました。

ただし、対象となる病名は130程度に限られており、同じような生活上の困難さを抱えていても、病名によって福祉サービスの対象になる人とならない人が出てしまう可能性もあります。



◆ポイント3◆ 重度訪問介護の対象者が拡大されます。(2014年4月からの予定)

重度訪問介護とは、身体的な介助（移乗やトイレ、入浴等）、家事の支援、外出の付き添いなどを組み合わせて生活全般の援助を総合的に行うサービスです。利用者が必要とする時に、介助者に指示を出し支援を行います。その指示の間に区切りがあるわけではなく、いつ利用者の指示があるか、また介助者が突発的なことに対応できるようにするため、介助者の見守り時間が認められ、長時間介助が可能になります。現在は重度訪問介護の対象者は重度の肢体不自由の方に限られていますが、2014年4月からは重度の知的障害、精神障害の方にも対象が拡大されます。



◆ポイント4◆ ケアホームがグループホームへと一元化されます。 (2014年4月からの予定)



グループホームは、障害者の方が少人数で地域の中で普通に暮らすためにできた制度です。2006年の障害者自立支援法の施行に伴って、グループホームは障害程度区分によって「共同生活援助（グループホーム）」と「共同生活介護（ケアホーム）」に分かれました。2つの類型に分かれているものの、実際にはグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上あります。そこで2014年4月から、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるように、ケアホームをグループホームに統合します。

◆ポイント5◆ 「障害程度区分」が「障害支援区分」へ見直されます。 (2014年4月からの予定)

障害者自立支援法で用いられた障害程度区分は、「障害の程度（重さ）」に焦点が当てられていましたが、本来必要とされる標準的な支援の必要の度合いを示す「障害支援区分」へと改められるとされています。また、知的障害・精神障害の方については、コンピューターによる1次判定で低く判定される傾向があり、その後の専門家の審査会による2次判定で引き上げられている割合が高く、精神面や行動面での生活の困難さを十分反映できていないのではないかという指摘がありました。そのため、2014年4月からは、「障害支援区分」の認定が、知的障害、精神障害の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定にあたっての適切な配慮、その他必要な措置を講ずるものとされています。

また、障害者総合支援法の施行3年を目途に、障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方を検討していくことになっています。



学習会「障害者虐待防止法で何が変わる？」を開催しました

2月16日（土）に、桜美林大学の谷内氏を講師でお招きし「障害者虐待防止法で何が変わる？」を開催しました。

「障害者虐待防止法」は正式名称が「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で、平成24年10月からスタートした法律です。

《障害者虐待防止法の目的》

障害者の尊厳を守り、障害者の自立および社会参加を推進するために虐待を防止すること。

そのために①障害者の虐待の禁止、②障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、③障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、④養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者の虐待の防止に資する支援（養護者に対する支援）を掲げています。

《障害者虐待防止法の対象となる障害者》

「障害者手帳がなくても、障害および社会的障壁により継続的な支援を必要としている人」とされ、手帳を持っていない方も対象となり得ます。

《虐待の種類》

- ①身体的虐待（暴行、正当な理由なき拘束）
- ②性的虐待（わいせつな行為をする・させる）
- ③心理的虐待（暴言、拒絶的反応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動）
- ④ネグレクト（著しい減食、長時間の放置、他者による①～③の行為の放置）
- ⑤経済的虐待（財産の不当な処分、利益獲得）

※身体的虐待には「緊急やむを得ない場合を除く身体拘束」が含まれます。

緊急やむを得ない場合とは、「切迫性」（生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い）、「非代替性」（代替する介護方法がない）、「一時性」（行動制限が一時的）です。



またこの法律は、虐待を受ける障害者だけではなく、「虐待してしまう養護者」に対しての支援の大切さも定義しています。そのため、養護者の負担を軽くするために福祉サービスの利用、心のケアの実施等のサポートにも重点を置いています。

北区の障害者虐待防止センターは北区役所の障害福祉課王子障害相談係内にあります。

電話 03-3908-9081 FAX 03-3908-5344

点字用紙をリサイクル「ポチ袋・ギフト袋づくり体験」を開催しました

3月16日土曜日、「点字用紙リサイクル！ポチ袋・ギフト袋づくり体験」を行いました。

支援室では、点訳サークル六星会や北区立図書館から、不要になった点字雑誌や点字資料をいただき、ぼち袋や封筒、カレンダーなどの日用品として再利用しています。昨年12月に開催された障害者作品展での販売が大好評だったことから、今回はみなさまに作っていただく企画を実施しました。



当日はお天気にも恵まれ、午後1時半の開催時間前から多くの方が集まりました。お友達を誘って参加して下さった方もおり、にぎやかな始まりとなりました。今回体験できるのは、ポチ袋、封筒、ひもつき紙袋、マチ付きギフト袋の4種類。様々なイラストがプリントされた型を前に、思い思いの絵柄を選んでいきます。好きなデザインの紙を選んだら、いよいよ作成です。線に沿って切ったり折ったりの細かい作業が多かったのですが、みなさん非常に熱心に取り組んでいました。特に、マチを作らなくてはいけないひもつき紙袋とギフト袋は少し難しい作業もあり、のり付けの順番や折り線の付け方を確認しながら進めていきました。作り方の質問も多く、職員の対応が間に合わないときも。午後4時までに、約50人の方にお越しいただき、支援室に活気があふれていました。

参加された方からは、「かわいい袋を持って帰ることができて嬉しい」、「普段なかなか家から出る機会がないので、参加できてよかった」「作るのが楽しかった」などの感想をいただきました。使い終わった点字用紙が、紙袋となってみなさまの手元で再び活躍できるのは、私たちにとっても嬉しいことです。



開始直後から混雑して狭いスペースでの作業となってしまいましたが、みなさんにご協力いただき、無事に終わることができました。支援室で用意した型や解説にも、わかりにくい点が見受けられたかと思いますが、今回の反省を後に生かしていければと思っています。ご参加ご協力いただいたみなさま、本当にありがとうございました！



支援室では、今後もみなさんにお気軽に参加していただける企画を考えていきたいと思っています。何かご希望がありましたら、支援室まで是非お知らせください。

今回作成した4種類の紙袋です。点字用紙は厚手で丈夫なので、紙袋にしても簡単に破れません！



障害のある方を対象とした「北区民オーケストラ リハーサル公開」のご案内

北区民オーケストラは、北区で音楽を愛好する区民を中心に、1988年に組織されたアマチュアオーケストラです。今回、障害者の方を対象に定期演奏会のリハーサルを公開されるそうです。ご興味のある方はぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

【日時】 2013年5月18日(土) 18:00開始(21:00終了予定)

【会場】 北とぴあ さくらホール

【内容】 ブラームス「大学祝典序曲」
 シューベルト「交響曲第7番『未完成』」
 チャイコフスキー「交響曲第5番 木管調」

【定員】 100名(事前申込制 抽選)

【申込方法】 5月2日(木)必着

*往復はがきで申し込み。1通で何名でも申込ができます。

代表者の氏名、年齢、住所、電話番号と来場者全員の氏名、年齢を記入してください。
 車いすで来場の方はその旨ご記入ください。

【費用】 無料

【申込・問い合わせ先】 〒114-8503 北区王子 1-11-1

(公財)北区文化振興財団 北区民オーケストラ リハーサル公開係
 電話 03-5390-1222 (月~金 9時~17時)



編集後記

北区障害者地域自立生活支援室から“支援室だより”第59号をお送りしました。4月から障害者総合支援法がスタートしました。私たちの生活がどのように変わるのか、どのような影響があるのかは、正直まだよくわかりませんが、新しい法律の元、よりよい生活ができるように願うばかりです。

* * * * *

今年の桜はあっという間に咲きましたね！咲いた後に寒い日が続く、例年よりも長く桜を楽しめたような気がします。暖かい穏やかな日が続く春は、無性にお出掛けがしたくなります。先日買ったカメラを持って、いろんなところへ足を運びたいと思います。☺

発行:北区障害者地域自立生活支援室 TEL&FAX:03-3905-7226